

令和5年度消費者見守り体制促進事業研修業務
業 務 仕 様 書

令和5年2月

岩 手 県

業 務 仕 様 書

1 委託業務名

令和5年度消費者見守り体制促進事業研修業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 委託業務の内容

高齢者を始めとする消費者被害に遭いやすい特性を有する方（以下「高齢者等」という。）を消費者被害から守るため、地域で高齢者等の暮らしを支える業務等に従事している介護・福祉関係者等を対象として、高齢者等の消費者被害の現状、被害の予防や早期発見・救済の方法、見守り体制整備等についての研修を行う。

4 研修の概要（必須事項）

(1) 委託する研修内容

高齢者等の消費者トラブルについて、地域の見守りネットワークの必要性を理解するとともに、関係する知識の習得のための研修を行うこと。

① 研修対象者

地域で高齢者等の福祉に従事している者（社会福祉士、介護支援専門員、保健師、民生委員、生活支援コーディネーター、消費生活サポーター等）。

② 研修は以下の内容を盛り込んだものとする。

ア なぜ、高齢者等の消費者トラブルの見守りが必要なのか。

イ 地域で消費者見守り活動を行うためにはどうしたら良いか。

ウ 消費者トラブルに関する見守り連携の実例

エ 消費者トラブルの事例紹介（靈感商法（開運商法）、訪問販売、訪問購入等）

オ 消費者安全確保地域協議会設置自治体の先進事例紹介

(2) 実施回数

全10回

(3) 実施場所

岩手県内10箇所

(4) 定員

60人程度（一回当たり）

(5) 時間

概ね60分程度

5 研修の運営管理

事業の実施に当たり、受託者は下記(1)～(7)の事項について実施すること。下記(1)～(7)以外で事業の管理運営に必要な事項はすべて県が実施するものとする。

- (1) 研修
- (2) 配布資料の作成及び印刷
- (3) パンフレット（3種類程度）の選定、購入、配布
- (4) 講師の選定、依頼、旅費の支給
- (5) 委託者との連絡調整
- (6) アンケートの実施
- (7) 実績の取りまとめ

6 相乗効果が期待できる取組（自由提案）

プロポーザル参加者は、上記業務に加え、本業務の目的に合致した効果的な企画があれば、提案すること。実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費を合わせ、委託料の上限額の範囲内とする。

7 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限
 - ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その際、事前に対県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (2) 再委託の相手方

受託者は、(1)のイにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
 - ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - イ 受託者は、上記アによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。
- (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって、受託者から県に移転するものとし、成果品等は、今後、県が自由に利用できるものとする。

その他、詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。
- (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。